

みやざき宿泊旅行需要喚起事業業務委託 審査基準書

| 審査項目 | | 審査内容 | 配点 |
|-----------------------|--------------------------|---|-----|
| 1 全体的な要件 | 業務理解度 | ・本業務の趣旨について十分に理解し、事業目的に沿った提案がされているか。 | 5 |
| | スケジュール | ・業務実施のスケジュールが現実的で妥当であるか。 | 5 |
| | 類似業務の実績 | ・類似業務の履行実績があり、豊富な経験を有しているか。 | 5 |
| 2 キャンペーン事務局 設置・運営 | 事業実施体制 | ・事業目的を達成するために必要なノウハウや体制が確保されているか。 ・作業内容の変更に対する柔軟性があるか。 | 20 |
| | 宿泊割引及びデジタル クーポン原資の管理等 | ・二次元コード等を発行するシステムは利用者にとって利便性が高いものか。また、事業者が複雑な手続きや高額な費用負担なく容易に参画できるものか。 ・宿泊割引やクーポンの原資の進捗管理を正確に把握する仕組みを有しているか。 ・不適切な換金等を防ぐための具体的かつ実効性のある防止策を講じているか。 | 10 |
| 3 宿泊の平日利用促進 キャンペーン | 企画・運営 | ・宿泊の平日利用を促進するための工夫がされているか。 ・提案の企画の実施体制及びスケジュール十分か。 ・県内全域に波及効果があるような内容となっているか。 | 10 |
| 4 プロモーション | S N S 等を活用した情報 発信 | ・利用する媒体及び表示回数等は十分であり、本県の認知拡大に繋がるような十分な内容であるか。 ・発信内容において実際の本県へ誘客に繋がるような工夫がされているか。 ・ターゲットに対して効果的なプロモーションとなっているか。 | 10 |
| | O T A を活用した情報発 信 | ・利用する媒体及び表示回数等は十分であり、本県の認知拡大に繋がるような十分な内容であるか。 ・発信内容において実際の本県へ誘客に繋がるような工夫がされているか。 ・ターゲットに対して効果的なプロモーションとなっているか。 | 10 |
| | その他効果的なプロモー ションについて | ・認知拡大に効果的な提案内容であるか。 ・実際の誘客に繋がるような工夫がされているか。 ・本キャンペーンの実施内容をわかりやすく効果的に周知するための名称となっているか。 ・ターゲットに対して効果的なプロモーションとなっているか。 ・県内全域に波及効果があるような内容となっているか。 | 10 |
| 5 効果検証 | 調査・分析 | ・十分なサンプル数を確保できるか。 ・効果的な調査項目を設定できているか。 ・客観的なデータ等を加味するなど、精度の高い分析が可能か。 | 5 |
| 6 その他 | 経済性 | (最低提案金額／提案金額) × 配点 (小数点第3位以下切り捨て) | 5 |
| | その他 | ・本県の持つ魅力を効果的に訴求できる方法が提案されているか。 ・予算の範囲内であり、積算内訳及び根拠が明確に示されているか。 ・仕様書に掲げた業務経費が全て計上されているか。 ・提案された業務規模に対して経費見積りは妥当か。 ・過剰な経費見積となっていないか。 ・仕様書に記載された以外で有益な提案があるか。 | 5 |
| 合 計 | | | 100 |